

日中文化芸術専門学校学則

第1章 総 則

「目的」

第1条 本学は、学校教育法及び私立学校法に基づき、「観光・通訳ガイド」「日中通訳」「日本語・日本文化」に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

「名称」

第2条 本校は、日中文化芸術専門学校という。

「位置」

第3条 本校は、大阪市天王寺区大道三丁目5-11に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

「課程及び学科、收容定員、修業年限等」

第4条 本校の課程及び学科、收容定員、修業年限は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	收容定員	始業及び終業時刻
文化教養 専門課程	観光・通訳ガイド 専攻学科	昼間	2	4月入学 40名 (2学級) 10月入学 40名 (2学級)	160名	9:00 ～ 17:00
文化教養 専門課程	日中通訳学科	昼間	2	4月入学 25名 (2学級) 10月入学 25名 (2学級)	100名	9:00 ～ 17:00
文化教養 専門課程	日本語・日本文化 学科	昼間	2	4月入学 61名 (4学級) 10月入学 18名 (2学級)	158名	9:00 ～ 17:00

「始期・終期等」

第5条 本学のコースは、4月1日及び10月1日に始まり、翌年3月31日及び9月30日に終わる。前項の期間を分けて、次の学期とする。

4月入学のコース

- (1) 第1学期 4月1日から 9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から 3月31日まで

10月入学のコース

- (1) 第1学期 10月1日から 3月31日まで
- (2) 第2学期 4月1日から 9月30日まで

「休業日」

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（7月25日から8月31日まで）
- (4) 冬季休業（12月24日から1月7日まで）
- (5) 春季休業（3月10日から4月7日まで）

教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

非常災害そのほか急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

「授業の終始時刻」

第7条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 入学、退学、転学及び休学等

「入学資格」

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

専門課程

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者をさせる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第4章 入学、退学及び休学

「入学許可」

第9条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

「出願手続」

第10条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

「入学手続」

第11条 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

「退学」

第12条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

「休学」

第13条 生徒が病気その他やむを得ない理由により2ヶ月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

「復学」

第14条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

「出席停止」

第15条 生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

「教育課程及び授業時数」

第16条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

別表第1に定める授業時数の1単位時間は1コマ50分とする・1単位時間は60分の授業数を換算する。

選択科目については、他の専修学校等において履修することができる。

授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は15～30時間をもって1単位とする。

「課程修了の認定」

第17条 課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。

「卒業」

第18条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

前項において、文化教養専門課程「観光・通訳ガイド」「日中通訳」「日本語・日本文化」を修了した者には、専門士（文化教養専門課程）の称号を授与する。

第6章 教職員組織

「教職員組織」

第19条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 1名以上
- (3) 事務職員 1名以上

校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第7章 授業料、入学金及び検定料

「授業料・入学金、及び検定料等」

第20条 本校の授業料・入学金、及び検定料等は、次のとおりとする。

	区 分	文化教養専門課程		
		観光・通訳ガイド 専攻学科	日中通訳学科	日本語・日本文化学科
		2年コース	2年コース	2年コース
昼 間	授業料（年・月額）	年間 70万円	年間 70万円	年間 70万円
	入学金	5万円	5万円	5万円
	検定料	1万円	1万円	1万円

生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

第8章 賞 罰

「褒賞」

第21条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

「懲戒」

第22条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 この学則は、2017年4月1日から施行する。